

第3回福井市納税推進懇話会 会議録

【日時】	令和4年10月26日(水) 14:00~16:00	
【場所】	福井市役所本館8階 第8AB会議室	
【出席者】	<p>&lt;委員&gt;  桑原座長 東委員 大島委員 栗野委員 清水委員 田村委員</p> <p>&lt;事務局&gt;  田口財政部長 元塚税務事務所長  納税課(平本課長 塚本副課長 小林債権管理室長 阿津川課長補佐  田中主幹 森下主幹 森田主査 小辻主査 伊藤主事 寺坂主事)</p>	
【会議録】 議事(1)	委員 事務局  委員 事務局  委員 事務局  委員 事務局  委員 事務局  委員 事務局	<p>◎【納税環境整備の推進】口座振替の推進について  ~事務局より説明~</p> <p>口座振替の場合、残高不足で振替できなかったときは再振替するか。  福井市では再振替していない。振替不納通知を送付し、その通知で納めていただく。さらに納付がなければ、督促状を送付する。  再振替は、納期限を守れなかった方に対してさらに経費をかけることに疑義があるので難しい。</p> <p>スライド番号6について、ナッジのチラシは令和3年度から使用しているので成果は分からないと思うが、手応えとしてはどうか。  まだ目に見えて数字が伸びているというわけではない。イラストを中心に置くことで目立つようにはなったが、まだ情報量が多いので、さらに文字を大きくできないか考えている。</p> <p>ナッジのチラシを見たことがないが、どこに貼ってあるのか。  外部に向けては出しておらず、課税担当課で使用している。今後はさらに市内金融機関や市の出先機関など、目に留まるところに幅広く置かせていただきたいと考えている。</p> <p>広報誌に載せたらどうか。  広報誌に載せるのもひとつだし、併せて自治会で回覧していただくことも検討したい。</p> <p>ナッジのチラシだが、改良してから広報誌に載せたり一般の方へ周知したりした方がよいのではないか。  随時、工夫を重ねたいと思う。改良案があればご提案いただけるとありがたい。</p> <p>「ご利用ください」よりも「ご利用してみませんか」「便利になりますよ」という言葉の方がよいと思う。  そのようにさせていただきたいと思う。</p>

議事(2)	委員 事務局	<p>ナッジ理論とは何か。</p> <p>行動経済学分野に位置付けられるもので、横浜市戸塚区の例では、もっと情報量が少なく、差押という文言も入っている。ただ口座振替を勧めるだけではなく、少しドキッとさせるなど心理に働きかけて、口座振替の申込を促すことに主眼を置いた手法である。ただ、最近の報道でナッジ理論は効果がないのではという学者の意見を聞いたこともあるため、様子を見ながら改良を行いたい。いずれにせよ、今のチラシや今の配り方では効果が薄いので、中身の刷新や配り方、見せ方についてはもっと工夫して少しでも口座振替が増えるよう努めたい。</p>
	委員	<p>ナッジとは、肘でつつくという意味があり、人を誘導するような手法のこと。アメリカの政策で使われることもある。</p>
	委員	<p>差押という言葉は効くと思う。</p>
	委員	<p>チラシの図の上に番号を振れば、外国人が見ても分かりやすい。</p>
	桑原座長	<p>口座振替の推進については、さらなる加入者増加を図るという方向で、使う方の立場に立った上で、必要な方に必要な情報が届くということを念頭に進めていただく一方、事務コストや物理的なコストがかかりすぎないことも重要ということを提言書にまとめたいと思うがよいか。</p> <p>(異議なし)</p>
	桑原座長	<p>それでは、そのように進めさせていただく。</p>
		<p>◎【納税環境整備の推進】電子納税等の周知 及び 収納方法の多様化への対応について ～事務局より説明～</p>
	委員	<p>今日のニュースで、企業に対するネット攻撃について放送されていた。電子納税の利用が増えれば増えるほど、そういったリスクを抱えることになる。福井市は問題ないかもしれないが、小規模自治体のセキュリティに穴があるということは海外にも知られており、そこから国のデータを抜こうとしていると聞いたことがある。</p>
	事務局	<p>回線については、LG-WAN という専用回線を使用しているので、基本的には外部から攻撃したりデータを抜き取ったりすることは不可能となっている。</p>
	委員	<p>スマホ決済は今のところ、PayPay、LINE Pay、支払秘書の3つだけか。</p>

議事(3)	事務局	今の時点では3つだが、eLTAXの関係で令和5年度から決済方法が増える予定。どの決済会社に対応するかは未定だが、利用者が多い決済会社についてはほとんど利用可能になるのではないかと考えている。
	委員 事務局	支払秘書は日本の会社か。 日本の会社である。
	桑原座長	最近、給与について銀行口座を介さずにデジタル払いができるようになる話もある。市も時代に応じた納税の仕方を臨機応変に考えていかなければいけない。 eLTAXの税目拡大については、国に合わせて市もしっかりと対応を行っていただきたい。周知については、分かりやすく伝わるように配慮いただきたいということを提言書にまとめたいと思うがよいか。  (異議なし)
	桑原座長	それでは、そのように進めさせていただく。  ◎【収納事務の改善】督促手数料について ～事務局より説明～
	委員 事務局	督促手数料を無料にしても延滞金はかかるということか。 そのとおり。
	委員 事務局	督促手数料と延滞金の違いは。 督促手数料は、督促状が出た際に納めていただくもので、定額である。現在の条例では50円で、今回はそれを見直すということ。延滞金は、本税額に利率をかけて計算するもので、日々加算されるが100円未満の端数は切り捨てる。現在の年率は8.7%で罰則的な意味合いがあるものである。
	委員 事務局	無料にした場合は納付書の再発行が不要ということだが、延滞金はどうなるか。 督促手数料の場合は、当初に送付した督促手数料が加算されていない納付書で本税のみを納めた場合、50円のために納付書発行や電話等をするのは効率が悪い。 延滞金の場合は、ある程度大きい金額になり、別に納付書を送って納めていただいても経費が収入を上回ることはない。
	委員	そのため、無料とした場合は、使用期限をある程度長くし、延滞金がかかっているのに本税のみ払った方へは延滞金の催告書を送付することになる。 延滞金は、納税通知や納付書に計算方法を記入し、金融機関へお願いすることはできないか。

事務局	<p>以前は、延滞金早見表を作って各金融機関に配り計算等をお願いしていたが、金融機関側の事務負担が大きいため、現在は行っていない。</p>
委員	<p>督促手数料の収入額と必要経費を比較すると、必要経費の方が大きい。金沢市も督促手数料を廃止している。督促手数料を廃止すると不公平なこともあるかもしれないが、収支を見るとやめた方がよいのではないか。</p>
事務局	<p>現状の収支はおっしゃるとおり。普通であれば、督促手数料を値上げすればよいと考えられるが、郵便料や督促状作成経費、すなわち発送にかかる直接経費以外の経費を督促手数料に付加するのが適当ではないとされている、現時点での直接経費を計算すると1通あたり91円となるが、それを超える経費については、手数料に付加できず市の負担となる。</p> <p>督促手数料を無料にすれば、市の負担部分を圧縮することができるため、結果的には皆様からの税金で支払う経費を節減できる。</p> <p>全体を見ればご理解いただけると思うが、滞納した人が負担するという考えも自然なことなので、そのあたりは丁寧な説明が必要かと思う。</p>
委員	<p>督促手数料を送付した後に延滞金が加算された場合、督促手数料と延滞金が加算された通知を送付するのか。</p>
事務局	<p>延滞金は日々加算されるため、課税額が高額な場合は、納期限の翌日に延滞金が発生するケースもある。督促手数料は督促状が出た場合にかかるが、延滞金は税額によっていつから発生するかが異なる。</p> <p>延滞金が発生しているのに本税しか納めていなかった場合は、納付書と催告文書を送付している。</p>
委員	<p>督促状の発行時点で延滞金がかかっていた場合は、督促状に延滞金が合わせて印字されるか。</p>
事務局	<p>督促状には延滞金は印字されないので、別途請求することになる。</p>
委員	<p>納税者本人が、延滞金が発生していることを知らないこともあるか。</p>
事務局	<p>納税通知書に延滞金についての説明を記載しているが、延滞金が発生しているかどうかは市役所へ確認しないと分からない場合もあると思う。</p>
委員	<p>督促手数料が無料になった場合でも、延滞金の説明は記載されるか。</p>
事務局	<p>現在でも納税通知書や督促状に延滞金についての説明が記載されており、無料化になっても記載されることになる。</p>
委員	<p>督促手数料を廃止しても、延滞金は請求するという認識で間違いはないか。</p>
事務局	<p>間違いはない。</p>
桑原座長	<p>督促手数料については、収入よりも大きな費用をかけて徴収する必要があるのかという点に焦点を絞り、皆様からいただいた意見を集約すると、期</p>

議事(4)		<p>限を守って納付されている方との不公平感は無くさないといけないが、他都市でも廃止しているところが多い状況や納税者の利便性に鑑み、費用対効果も考慮しながら無料化の方向で提言書をまとめたいと思うがよいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>桑原座長      それでは、そのように進めさせていただく。</p> <p>◎【収納事務の改善】納税組合に関する意見交換会報告について ～事務局より説明～</p> <p>委員            それぞれの納税組合で必要かどうかは異なるため、即座に廃止にするわけにはいかないと思っている。「地域共生社会」と厚生労働省が言っているが、地域とは何かということが今問題になっている。自治会や小学校区というものもあるが、納税組合のような集落も大事である。お互いの安否確認や町内会の状況を把握するのに役立っているという意見もあった。</p> <p>                  ただ、廃止派の意見も多数あるので、即座に廃止ではなく意見にもあったように1年ほどかけて理解してもらえればよい。</p> <p>                  高齢者の方は大変なので、口座振替を勧めた方がよい。最近はおレオレ詐欺や還付金詐欺が多いので、心配されないよう徹底してもらって、1年かけて議論したらどうかと思う。</p> <p>桑原座長      具体的に1年という話があったが、タイムスケジュールについて他に意見はあるか。</p> <p>委員            高齢者の方が口座振替に移行したことを見計らって廃止するべきなので、1年で十分であれば1年でよいが、もう少し必要であれば期間を延ばすことも仕方ないと思う。市が1年で高齢者を守りますと言うのであれば、周りも1年でいいと思うのではないか。</p> <p>事務局          高齢者への対応については一番懸念しているところで、取りこぼしがないように丁寧に対応したいと考えている。</p> <p>委員            意見交換会の報告書に、納税奨励金は地域活動へ活用していると記載されているが、地域活動とはどのような活動か。</p> <p>                  また、納税奨励金を自治会の財源に充てていると記載されているが、どのような財源に充てているのか。</p> <p>事務局          具体的な用途は承知していない。一例だが、納税奨励金を自治会に寄付しているという組合もあった。その自治会は特定の活動ではなく自治会全体の活動に充てていると思われる。他にも地域や自治会の財源という話をされた方はいたが、詳細な使い道は把握していない。</p>
-------	--	--

その他	桑原座長	<p>地域や集落ごとに状況は違っていると思うが、全体で見たときに公平性ということも重要だと思うので、1年を目途に廃止を進めていく。その中でも、高齢者の方に不便や面倒がないよう、市の方で進めていただきたい。また、周知の徹底については、自治会総会に間に合うよう逆算しながら時期、周知の方法をしっかりと考える必要があるということを提言書にまとめたいと思うがよいか。</p> <p>(異議なし)</p>
	桑原座長	<p>それでは、そのように進めさせていただく。</p> <p>～今後の懇話会の日程～  第4回 11月18日(金) 14:00～ 福井市役所本館8階 第3委員会室</p>